平成２８年（フ）第１５号
秋田県横手市山内土渕字岩瀬10番地
債務者　高橋　希徳
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　帥仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月28日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第１７７号
北九州市八幡西区紅梅１丁目10番15号（ＨＳ紅梅Ａ棟）
債務者　原田　勝己
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多加喜寛明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第４号
青森県五所川原市大字吹畑字藤巻34番地11
債務者　齋藤　朋子
1　決定年月日時　平成28年４月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂　　正俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２８年（フ）第１０号
青森県五所川原市字一ツ谷514番地５　レオパレスカーサＢ103号
債務者　光井　栄子
1　決定年月日時　平成28年４月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂　　正俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月14日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２８年（フ）第３６９号
愛知県津島市新開町３丁目75番地２
債務者　伊藤太賀男
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仙敷企見雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月７日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第６９号
相模原市緑区城山１丁目20番15号　グレイス城山102
債務者　近藤　美香（旧姓川本）
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第７０号
相模原市中央区淵野辺１－９－６　フェリズ淵野辺501、住民票上の住所相模原市中央区上溝６丁目４番22号　ニューシティエース102
債務者　鈴木　和美（旧姓大山）
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第８３号
相模原市中央区千代田１丁目６番８号　オアシス相模原303
債務者　橋岡　綾子
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第８６号
相模原市南区若松２丁目１番26号
債務者　秋山伊佐代
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第８７号
相模原市南区東林間４丁目16番１号　ノア東林間202
債務者　岡　　孝昭
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第８９号
相模原市中央区矢部４丁目９番６号　クリオ壱番館306号室
債務者　田倉　三由
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第９４号
相模原市中央区緑が丘２丁目29番18号
債務者　菊地　優希
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３５号
千葉県成田市中台３丁目４番地（15棟103号）
債務者　吉田　紘子
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第３９号
千葉県成田市加良部２丁目１番地１（６棟306号）
債務者　瀬理　尚己
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第４０号
千葉県成田市加良部２丁目１番地１（６棟306号）
債務者　瀬理　友美（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第４８号
千葉県佐倉市上志津1068番地17　リヴェール南ユーカリが丘203号
債務者　岡村　憲児
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第５１号
千葉県富里市高松455番地
債務者　榊原　玲子
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部